●日本国憲法

(昭和21年11月3日)

「前文]

- ①日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらとわれらの子孫のために、諸国民との協和にももたって自出るで、おい国全土にわたって自よってするにも、政府の行為によってすることを宣し、この憲法を確定する。そもので表者がこれを行使し、その権威は国民に由来し、その権威は国民がこれを行使し、その権利は国民がこれを享受する。これは人類理し、その代表者がこれを行使し、その権利は国民がこれを享受する。これは人類理し、この憲法は、かかるに反う。といいの憲法、法令及び詔勅を排除する。
- ②日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相 互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚 するのであって、平和を愛する諸国民の公 正と信義に信頼して、われらの安全と生存 を保持しようと決意した。われらは、平和 を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上 から永遠に除去しようと努めている国際社 会において、名誉ある地位を占めたいと思 ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく 恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存 する権利を有することを確認する。
- ③われらは、いづれの国家も、自国のことの みに専念して他国を無視してはならないの であって、政治道徳の法則は、普遍的なも のであり、この法則に従ふことは、自国の 主権を維持し、他国と対等関係に立たうと する各国の責務であると信ずる。
- ④日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあ げてこの崇高な理想と目的を達成すること を誓ふ。

第1章 天皇

第1条 [天皇の地位, 国民主権]

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存す

る日本国民の総意に基く。

第2条「皇位の継承]

皇位は、世襲のものであって、国会の議決 した皇室典範の定めるところにより、これ を継承する。

第3条 [天皇の国事行為と内閣の助言と承 認]

天皇の国事に関するすべての行為には,内閣の助言と承認を必要とし,内閣が,その 責任を負ふ。

第4条 [天皇の権能の限界, 天皇の国事行為 の委任]

- ①天皇は、この憲法の定める国事に関する行 為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。
- ②天皇は、法律の定めるところにより、その 国事に関する行為で委任することができる。

第5条[摂政]

皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

第6条 [天皇の任命権]

- ①天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大 臣を任命する。
- ②天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所 の長たる裁判官を任命する。

第7条 [天皇の国事行為]

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 1 憲法改正, 法律, 政令及び条約を公 布すること。
- 2 国会を召集すること。
- 3 衆議院を解散すること。
- 4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 5 国務大臣及び法律の定めるその他の 官吏の任免並びに全権委任状及び大使 及び公使の信任状を認証すること。
- 6 大赦, 特赦, 減刑, 刑の執行の免除 及び復権を認証すること。